

改正貸金業法の早期完全施行等を求める会長声明

2009年（平成21年）11月11日

横浜弁護士会 会長 岡部 光平

1. 経済・生活苦による自殺者数が年間7000人にも達し、自己破産者も18万人以上、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な問題を解決するため、2006（平成18）年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、みなし弁済制度（グレーゾーン金利）廃止、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などが定められた。

しかし、この改正には、「3年で4段階を経て」という異例の経過措置が設けられ、上記の金利引き下げ、グレーゾーン金利の廃止、総量規制は、公布から3年を目途とする第4段階に組み込まれ、未だに施行日すら決まっていない。

2. 改正貸金業法成立後、政府は多重債務対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定、みなし弁済の主張を困難ならしめる最高裁判例も確立したことから、2008（平成20）年の自己破産者数は13万人を切り、経済・生活苦による自殺者も2003（平成15）年のピーク時に比べれば減少した。

3. かかる状況下、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、中小事業者の資金調達が制限され倒産が増加しているなどとして、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調もある。

4. しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、商工ローンや消費者金融が大幅に貸付額を伸ばしており、貸金業者に対する規制の不十分さと相俟って、

年間自殺者が11年連続3万人を超え、その動機の2番目が経済・生活苦であり、未だに自己破産申立件数も10万件を上回るなど、深刻な状況は依然として続いていると言ふべきである。

ここ神奈川県では、無職者の自殺が増加する傾向さえある。

また、もともと改正貸金業法が現在の条文のまま完全施行に至ったとしても、個人の自営業者に対する返済能力の範囲内の貸付や、住宅ローン・自動車ローン等については、必要な融資を受けることのできるよう、適切な配慮が既になされているのであり、第三項で指摘した論調には理由がない。

5. 当会では、神奈川県内に多数の無料多重債務法律相談窓口を設置し、また、神奈川県をはじめとする地方自治体が主催する多重債務相談に弁護士を派遣し、更には、本年9月30日に当会主催で「セーフティネット貸付シンポジウム」を開催するなど、多重債務問題に積極的に取り組んできた。

しかし、このような取組だけでは、多くの多重債務者を救済することは到底できず、今、改正貸金業法の完全施行を先延ばししたり、あるいは金利規制などの貸金業者に対する規制を緩和したりすれば、再び自殺者や自己破産者、多重債務者が急増するであろう。多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

6. そこで、消費者庁が設置され地方の消費者行政の充実が喫緊の課題であることも踏まえ、国及び地方自治体に対し、早急に以下の施策を講ずることを求める。

- (1) 改正貸金業法を遅くとも2009(平成21)年12月までに完全施行すること。
- (2) 地方自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- (3) 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- (4) ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以 上

